令和７年第１回霞台厚生施設組合議会

定　例　会　会　議　録

令和７年２月１８日 開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和７年第１回霞台厚生施設組合議会

定　例　会　会　議　録

令和７年２月１８日（火曜日）午後２時３０分開会

議事日程

令和７年２月１８日（火曜日）午後２時３０分開会

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第１号

　　議案第２号

日程第５　一般質問

日程第６　議案質疑・討論・採決

日程第７　閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した案件

議事日程

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第１号

　　議案第２号

日程第５　一般質問

日程第６　議案質疑・討論・採決

日程第７　閉会中の継続調査の申し出について

出席議員　１７名

１番	櫻井　茂　君	１０番	谷仲和雄　君
２番	真家　功　君	１１番	佐藤文雄　君
３番	鈴木貞行　君	１２番	田家勇作　君
４番	大場八千代　君	１３番	山本　進　君
５番	玉造由美　君	１４番	荒川一秀　君
６番	香取憲一　君	１５番	矢口龍人　君
７番	岡﨑　勉　君	１６番	澤　秀雄　君
８番	久保田良一　君	１７番	関口忠男　君
９番	小松豊正　君		

欠席議員　　０名

法第１２１条により出席した者

管理者	谷島洋司　君	事務局長	小澤喜蔵　君
副管理者	島田幸三　君	総務課長	海老澤昌代　君
副管理者	宮嶋　謙　君	業務管理課長兼業務施設課長	
副管理者	小林宣夫　君		荒川英一　君
会計管理者	吉澤房江　君	建設計画課長	中泉茂紀　君
		業務施設課副参事	久保田亨　君

職務のため出席した者

課長補佐	貝塚博之　君	係長	山中英明　君
係長	雨貝三和子　君	事務調整総括官	鈴木幸治　君
係長	川上哲仙　君		

令和７年２月１８日（火曜日）

午後２時３０分　開会

○議長（櫻井茂君）　傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンは、あらかじめ電源を切るかマナーモードにされますようお願いを申し上げます。

また、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくお願いをいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意願います。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回霞台厚生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、マスクの着脱については個人の判断といたしますが、質疑や応答などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第１　会期の決定）

○議長（櫻井茂君）　日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

２月７日に開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は、本日２月18日の１日と決定されました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決したとおり本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第２　会議録署名議員の指名）

○議長（櫻井茂君）　日程第２、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

１３番　山　本　　進　君

１４番　荒　川　一　秀　君

の両名を指名いたします。

（日程第３　諸般の報告）

○議長（櫻井茂君）　日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管　理　者	谷　島　君	副管理者	島　田　君
副管理者	宮　嶋　君	副管理者	小　林　君
会計管理者	吉　澤　君	事務局長	小　澤　君
総務課長	海老澤　君		
業務管理課長兼業務施設課長	荒　川　君		
建設計画課長	中　泉　君		
業務施設課副参事	久保田　君		

以上であります。

（日程第４　議案第１号ないし議案第２号の上程、説明）

○議長（櫻井茂君）　次に、日程第４、議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算、議案第２号・令和６年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第２号）の計２件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　令和７年第１回霞台厚生施設組合議会定例会に当たり、本日ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、令和３年４月１日に供用開始しましたクリーンセンターみらい及び令和５年４月１日に供用開始しました地域還元施設みらい交流館につきましては、両施設とも順調に稼働しているところでございます。

霞台旧焼却施設解体工事につきましても順調に進んでおり、令和７年度の工事完了に向け、引き続き安全を最優先に進めてまいります。

解体後の跡地には、新たなストックヤードを整備する予定です。これにより住民の皆様の利便性が向上し、より効率的に地域の資源化を推進することが可能になるものと考えております。

今後も周辺地域の環境へ影響を及ぼすことのないよう十分配慮しながら、持続性の高い行政サービスの提供に向けて努めてまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

一般会計予算の総額は20億2,601万1,000円とし、前年度より9,275万9,000円、4.8％の増となってございます。

歳入歳出の款項別予算額は、第１表に記載のとおりでございます。

歳入の内訳につきましては、分担金及び負担金11億2,844万7,000円、使用料及び手数料３億4,830万円、国庫支出金１億1,013万7,000円、財産収入7,000円、繰越金3,000万円、諸収入４億912万円でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、議会費398万5,000円、総務費２億3,165万5,000円、衛生費17億8,783万5,000円、このうち塵芥処理費11億3,395万9,000円、施設整備費６億5,387万6,000円となっております。公債費３万6,000円、予備費250万円でございます。

一時借入金につきましては、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を１億円といたしました。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第２号・令和６年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第２号）について。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ8,713万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億4,443万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の款項別補正額は、第１表に記載のとおりでございます。

歳入の内訳は、分担金及び負担金、国庫支出金を減額するものでございます。

歳出においては、人事院勧告等により人件費を増額するほか、令和６年度の執行状況を鑑み、清掃費、塵芥処理費で委託料を減額するほか、衛生費、施設整備費で入札差金等により委託料と工事請負費を減額するものでございます。

債務負担行為につきましては、総務費において、パソコン機器借上げ、ＡＥＤ借上げの契約額が確定したことから、第２表に記載のとおり変更するものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（櫻井茂君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

（日程第５　一般質問）

○議長（櫻井茂君）　日程第５、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は項目別の一括方式とし、時間は１議員30分以内といたしますので厳守願います。また、質問回数は２回までとなりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　９番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

第１項目は、プラスチック製品の再資源化の問題についてでございます。

ご案内のように、令和４年４月１日、プラスチック資源循環促進法が施行されました。その後、私はこの法律の趣旨に基づいて、真摯にこの事業所においてもこれが履行されて成果が上がるように、一貫してこの問題について取り上げてまいりました。

そこでお聞きしたいのは、この霞台厚生施設組合におきまして、このような法律に基づいて実際の先進事例、例えば太和ホールディング、市内で営業している会社でございますけれども、そして市内外の実際にやっていることについて、私はよく調査をして、この成果、教訓を生かすべきだということで一貫して主張してまいりましたけれども、一体この問題はどのように執行部において実践されてきたのか、答弁を求めるものであります。

そして、（２）の問題は、実際にプラスチック資源循環促進法に基づいて資源化している株式会社太和ホールディング、これは私も何度も行って調査をしてまいりました。ここでもお話をしたとおり、プラスチック製品は詰め込んだごみが一巡すると、プラスチックの元の状況にまで資源化されて、これはいろんなものに、家庭での菜園のそういう品物を入れるものであるとか、カバンであるとか、いろいろなものに使えるわけですけれども、そういうことを積極的に生かすべきだというふうに私は考えて、そういう例をリアルにここでも報告してまいりましたけれども、一体この霞台厚生施設組合の執行部では、こういうちまたに行われている問題について、どのように調査研究して、どのようにしようとしているのか、これが一般質問の第１でございます。

それから第２の問題は、地域還元施設みらい交流館……

○議長（櫻井茂君）　項目別になっておりますので……

○９番（小松豊正君）　じゃ、以上で第１をお願いします。

○議長（櫻井茂君）　業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君）　ただいまの質問について答弁申し上げます。

ご質問の（１）につきましては、当組合におきまして、令和６年５月に県で主催したセミナー等に出席し、プラスチック使用製品廃棄物の動向などを調査しております。また、構成市町の廃プラスチック製品の資源化については、各市町で、プラ容器や食品トレイの拠点回収などの実施等を行っていると報告を受けております。

当組合においてのプラスチック製品につきましては、構成市町と広域でのごみ処理をする協議の中で、サーマルリサイクルをすると方向性を決めて、それに合わせた施設を建設し、現在、処理を行っている状況でございます。組合と構成市町で構成する広域廃棄物に関する研究会においては、構成市町からは、これまでに新たな再資源化に関する報告・提案等がなく、協議されておりません。

次に、（２）のご質問の石岡市と民間企業とでの令和５年度に実施された、容器包装プラスチックと製品プラスチックの地産地消モデル事業の実証実験につきましては、このことについて、広域廃棄物に関する研究会にて石岡市から報告はございましたが、その後、構成市町からは報告等もないことから、視察につきましても現時点では要望等はございません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君）　９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　２回目の質問で終わりになるわけですけれども、今、答弁されましたように、やはり私が強く言いたいのは、もっと積極性が欲しいわけですよね。実際にこういうのはやっていないということになっていますというんじゃなくて、こういう法律も実際の例もあるわけだから、もっと霞台厚生施設組合の執行部として積極的にそういうものを推進するとか、あるいはどこか講師を呼んできて、そういう関係者に講演をしてもらうとか、もっと私は積極性がないとこれは駄目ですよね。法律だけがあっても、何か私が聞いているのでは見守っているというか、見ているというか、もっと踏み込んでやるようにすべきだと思いますけれども、そういうお考えはどうでしょうか。

これが２回目になりますね。

○議長（櫻井茂君）　業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君）　２回目の質問についてお答えいたします。

法律において分別収集再資源化のための体制や施設整備、分別基準の策定、指定ごみ袋有料化による分別排出の促進、これらに努めなければならないということは市町村の努力義務とされている中、構成市町は分別収集を行い、組合は集められた一般廃棄物を処理しております。その中で令和４年４月に構成市町と組合とで、先ほども答弁しました広域廃棄物に関する研究会を立ち上げ、廃棄物の全般、廃プラスチックについてなど、調査研究を実施しているところでございます。

今後、先ほどから出ています廃プラスチック資源循環法に関わることにつきましては、市町村の責務、努力義務の中から、報告とか提案等がございましたら、その中で研究協議をしていき、今後につなげていきたいと考えてございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君）　９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　もっと踏み込んでやってほしいと思います。

２回までなので、これで１については終わるしかないですよね。

それから、２の問題に移ります。

地域還元施設「みらい交流館」ですね、これは私も何度も行って利用させていただきました。非常に私の感じとしては住民に喜ばれて活用されていると。本当にそういうふうに、私は自分が利用したことからも感じております。

ただ、いろいろと要望もあるようでございますけれども、それで令和６年４月から12月までの利用状況と利用住民の声、どういう声が出ていて、どういうふうにその声に基づく改善の努力をしてきたのかをお伺いをいたします。

（１）まずこの期間の利用状況、これは先ほどの会議の前の事前説明会では一部報告がありましたけれども、しかし、これは本会議ではないので議事録には載らない、そういうものですので、明確にこの本議会において、この期間の利用状況がどういうふうになっているのか、増えているということでしたけれども、どのように増えているのか、その利用状況については（１）です。

（２）このアンケート数と内容ですね、このアンケートが非常にやっぱり大事だと思うんですけれども、先ほどの事前説明会の中では、ちょっと私はどれくらいあって、どういうふうに改善したかというのは、ちょっとよく分かりませんでした。当局はよく分かっていると思うので、これをつぶさにこの際、報告して、こういう住民の声に基づく対応をされると、

さらに利用者も増えるし、喜ばれるんじゃないかと思いますので、この点について詳しく答弁を求めたいと思います。

それで（３）は、今の問題とも関わりますけれども、実際にどういうふうな改善をして前進があったのか、その具体的な例をつぶさに挙げてもらいたいということで、このせっかくできて喜ばれている地域還元施設「みらい交流館」のさらなる住民に基づく発展に向けて、積極的な執行部のやはり努力をお願いするものです。そういう立場から質問いたしましたので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井茂君）　業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君）　ただいまの質問について答弁申し上げます。

（１）令和６年４月から12月までの利用者数は３万3,784人となり、内訳は大人３万2,332人、小人938人、未就学児514人となります。令和５年度の同時期の利用者数は２万3,080人となり、１万704人増加しており、前年度比46.4％増となっております。

次に、（２）につきましては、令和６年４月から12月までの利用者アンケート数は88件となります。

アンケートの内訳ですが、７項目の施設評価と自由記載欄があります。施設評価につきましては「料金の設定について」、「受付・フロントについて」、「トレーニング室について」、「プールについて」、「スタジオについて」、「ロッカー・トイレ・お風呂について」「再度利用したいか」となっております。アンケート結果では、全ての項目において、約８割の回答がよい評価をいただいております。

次に、（３）につきましては、利用者の意見・要望といたしましては、「シャワーの水圧が弱い」、「サウナの温度が低い」、「休憩スペースの確保」などがありましたので、シャワーの水圧の調整を行い水圧が低下しないようにしたこと、高温サウナの設定温度を利用者の状況、体調などを確認しながら温度設定を上げております。また、大広間の座卓エリアの拡張を行い、休憩スペースの確保をし、さらに、1,500冊の本等の設置などを実施をいたしました。

以上となります。

○議長（櫻井茂君）　９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　私が行ったときには、畳のところで、ある人は寝っ転がって、ある人は前の食堂を利用して食べておられましたけれども、もう少しスペースを広くやってもらったほうがいいんじゃないかと思うし、あるいは畳だけじゃなくて、椅子、机なんかもちょっ

と幾つかあったほうが、そういう方もいらっしゃるように思うので、この点の改善などについて再度お聞きをいたします。

○議長（櫻井茂君）　業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君）　２回目の質問につきまして答弁いたします。

ただいま小松議員のほうから貴重なご意見をいただきましたので、そのご意見を基に、指定管理者とまた協議を行いながら利用状況を踏まえまして、さらなる利用者の増加につなげていきたいと考えてございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君）　次に、11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　日本共産党の佐藤文雄です。

まず１つ目が、遠方化に係る負担調整軽減措置についてであります。

私は、これまでこの遠方化に係る、ごみ処理広域化に伴う遠方化による負担軽減措置に係る協定書、令和３年の３月31日付で協定が結ばれているようでありました。これについては全く知りませんでした。これは茨城町にとっては、これまでのごみ処理施設が霞台厚生施設組合に移転となれば遠くなると。そのために中継センターを建設、設置したのではないかというふうに考えていたわけであります。その中継センターの建設費も運営費も４市町で負担していると思いますが、そこで質問です。

この遠方化に係る負担軽減措置、この目的を教えてください。

２番目が、過去に調整された構成市町の負担金額、これも教えてください。

３つ目に、これまでどのような協議がなされて、現在の検討状況について教えてください。

遠方化に係る負担軽減調整に関する協定書、これが行われましたが、これは管理者は報告したのか。あわせて組合議会で、いつどのような説明をしたのかお尋ねします。

同じように、この遠方化に関わって、一括業務委託方式という文言がございますが、この一括業務委託方式というのは何でしょうか。一括業務委託方式を検討した経緯についてお伺いいたします。

最後に、今年度はどのようにするつもりなのか。また、令和７年度以降はどのように考えているのか。

以上、８項目の質問に答えていただきたいと思います。

○議長（櫻井茂君）　建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君）　それでは、ただいまの質問にご答弁申し上げます。

先に遠方化による負担軽減措置について、これまでの経緯をご説明させていただきます。

霞台厚生施設組合は、地方自治法に基づき事務の一部を共同処理するため、構成市町議会の議決により規約を定め、県知事の許可を得て組合を組織しております。その必要な事項を定める規約や必要な経費（負担金等）については、構成市町の首長で協議し、その合意を４市町の協定書として締結しております。その協定書に基づいて管理者が予算を編成し、組合議会に上程しているものです。

具体的な協定書としましては、ごみ処理広域化に伴う新施設の建設候補地が霞台敷地内とすることを基本に協議を進めるに当たり、平成27年５月18日付ごみ処理広域化に伴う建設候補地に関する協定書を締結しております。内容ですが、ごみ収集運搬業務は、一括業務委託方式を基本に検討を行い、４市町の経費負担バランスを見ながら搬入割を基本に調整を行うとなっております。また、現行のごみ処理施設への搬入距離より遠くなる住民には、公平性を担保するために必要な措置を講じるなど、サービス水準が低下しないよう配慮するとなっております。

その協定書に基づき、一括業務委託方式の実施に向けて４市町で協議を行いましたが、実施には至りませんでした。そのため、令和３年３月31日付でごみ処理広域化に伴う遠方化による負担軽減措置に係る協定書を締結しまして、一括業務委託方式が実施されるまでの間、遠方化による負担軽減措置を実施することになったものです。この協定書において、令和３年度から令和５年度までの３年間のうちに、一括業務委託方式の実施に向けて早急に協議を行うこととし、３年間のうちに一括業務委託方式が実施できない場合は、遠方化による負担軽減措置について再協議を行うとなっております。

それにより４市町で協議を行ってまいりましたが、実施の協議が調わなかったため、協定書に基づき、遠方化による負担軽減措置について再協議を行っているところでございます。

質問ですけれども、（１）の目的でございますが、協定に基づきまして広域化による構成市町の距離の遠方化による負担増を平準化する目的で実施しているものでございます。

次に、（２）ですけれども、負担金額ですけれども、協定書に基づき、構成４市町の距離の遠方化に伴う収集運搬費用増加分と、その増加分を合算し均等割した金額の差額を各市町の調整額としております。

具体的には、各市町の増加分として、石岡市1,260万6,000円、小美玉市812万2,000円、かすみがうら市1,036万8,000円、茨城町3,741万5,000円、合計で6,851万1,000円となっております。その合計額を均等割しました1,712万8,000円と各市町の増加分の差額を調整額

としております。その負担金調整額は各年度におきまして、石岡市452万1,000円、小美玉市900万6,000円、かすみがうら市675万9,000円、茨城町2,028万6,000円となっております。

構成４市町の合意によりまして、この調整額で令和３年度から令和５年度の３年間、塵芥処理費負担金で調整してきたものでございます。

次に、（３）の検討状況ですけれども、ごみ処理広域化に伴う遠方化による負担軽減措置に係る協定書において、３年間のうちに一括業務委託方式が実施できない場合は、遠方化による負担軽減措置について再協議を行うとされておりまして、これまで４市町で一括業務委託方式の検討をしてまいりましたが、実施には至らなかったため、正副管理者会議での指示によりまして、協定書に基づいた負担軽減措置の再協議を行っているところでございます。

次に、（４）協定書につきましては、４市町の首長が協議し合意した内容で、４市町の首長として協定書を締結しております。その協定書に基づいて、管理者が組合予算を編成しているものでございます。

次に、（５）組合議会での説明ですが、一部事務組合の経費負担については構成市町の首長が協議し、決定した負担割合によって管理者が予算を編成し、組合議会の議決を得て、組合は事務を行っております。この負担金については、各市町で負担割合に応じて同様の手続を行っているものと認識しております。

次に、（６）一括業務委託方式についてですが、現在、各市町がごみ収集運搬業務委託を実施しておりますが、それを構成市町管内で１つに集約して、組合がごみ収集運搬業務委託を発注することでございます。

次に、（７）一括業務委託方式の検討をした経緯ですけれども、こちらについては冒頭の説明と３つ目の質問で説明させていただいたとおりでございます。

次に、（８）今年度及び令和７年度以降については、現在、正副管理者会議において協議中でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　今日の、この今の負担軽減措置に基づく協定書ですね、これは茨城町は霞台厚生施設組合のほうの敷地に移れば遠くなるということは、もう事前に分かっていたと思いますね。これはこのいわゆる遠方化の問題についての負担軽減措置なる協定書、その前に候補地、ごみ処理広域化に伴う建設候補地に関する協定書、これと関わって、この負担軽減の問題が出ていたと思いますが、この負担軽減の提案は、茨城町、いわゆる茨城町長

から出されたんでしょうか。

○議長（櫻井茂君）　建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君）　それでは、２回目の質問にお答えいたします。

こちらのほうの協定書の経緯としましては、正副管理者会議での話合いによって決まっておりますので、ちょっとその内容について、どちらかというのは、ちょっとここでは答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　茨城町が提案したんだから……

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君、２回目終わりましたので……

○１１番（佐藤文雄君）　茨城町が提案したと思いますけれども、いずれにしても、調整された額ですね……

○議長（櫻井茂君）　２回目の質問は終わりましたので……

○１１番（佐藤文雄君）　だから、次だよ。

○議長（櫻井茂君）　次の質問に入ってください。

○１１番（佐藤文雄君）　（２）のほうだよ、次は、（２）ね。今、縷々述べたと思うんですね。広域化云々かんぬんね、数字を述べましたよね、よろしいですか。

○議長（櫻井茂君）　大項目の２番目の中継センターの質問のほうに入ってください。

○１１番（佐藤文雄君）　これはそれぞれの１項ずつの質問じゃないんですか。

○議長（櫻井茂君）　違います。それだと一問一答になってしまいますんで、項目別の一括方式ですから、１番目の遠方化に係る負担調整軽減措置については２回質問されていますので、そこはもう終了しております。

次に、２番の中継センター及び地域還元施設みらい交流館の質問に入ってください。

○１１番（佐藤文雄君）　ちょっと待って、１から８まで答弁したでしょう。１から８までもう一回質問するということなんですか。

○議長（櫻井茂君）　そうです、一括方式ですから、前回もその形でやっております。

○１１番（佐藤文雄君）　じゃ、これそのまま、じゃ、もう一回、これはまずいね。じゃ、また同じような質問になっちゃいますよね。今これは再質問だから、もう既に終わったというふうになるんですか。

○議長（櫻井茂君）　そういうことです、はい。

○１１番（佐藤文雄君）　ちょっとまずかったな、これね。

○議長（櫻井茂君）　２番目の中継センターのほうの質問をお願いいたします。

○１１番（佐藤文雄君）　しょうがないですね。私のほうの、ちょっと認識が不足しておりました。今、１だけに再質問したんですが、本当は１から８まで、もう一回質問するというふうに、それぞれというふうに認識していたもんですから、その質問ができませんでしたが、これについては、いずれもう一度やっていかなきゃいけないかなというふうに思います。

それでは、次の中継センターのほうについて、じゃ、質問いたします。

中継センター及び地域還元施設みらい交流館の負担割合の取決めについてお伺いをいたします。

（１）中継センター・みらい交流館の整備費と運営費の構成市町の負担割合についてお伺いをいたします。

それぞれの構成市町ごとの利用実績を教えてください。

みらい交流館については、平成28年８月22日の協定において、施設整備後において構成市町別の利用状況を考慮した場合、利用割を採用するとし、原則供用開始から数年を経過した後に協議することになっておりますが、管理者の考えをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（櫻井茂君）　建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君）　ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

まず、（１）構成市町の負担割合ですが、平成28年８月22日付、ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書に基づきまして、均等割10％、人口割10％、搬入割80％となっております。

次に、（２）利用実績ですが、令和５年度決算の数字になります。まず中継センターの搬入量ですが、石岡市が0.63トン、小美玉市が280.71トン、かすみがうら市が0.09トン、茨城町が414.71トンとなっております。

続いて、みらい交流館の利用実績です。こちらも令和５年度の各市町の大人、子どもを合わせた人数になります。石岡市１万5,926人、小美玉市１万1,656人、かすみがうら市1,184人、茨城町208人となっております。これ以外に４市町の管外の利用者が2,399人ございました。

次に、（３）みらい交流館の利用割については、協定書におきまして、供用開始から数年を経過した後に協議するとなっております。正副管理者会議におきまして、みらい交流館の利用割について議題に上がりましたので、今後、協議を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　今、中継センターのほうが、石岡が0.63トン、小美玉が280.71トン、かすみがうらが0.09トン、茨城町が414.71トン、茨城町が一番多いですね。

みらい交流館については、石岡が１万5,926、小美玉が１万1,656、かすみがうらが1,184、茨城町が208ということで、やはりかなり数が大きく違っているかなというふうに思います。

ですから、この今の均等割10％、人口割10％、搬入割80％ということになると、この搬入割という意味が非常に問題なんじゃないかなと。これはごみ処理と同じような搬入割では問題だと思います。

そして２番目ですね、いずれもかすみがうら市からの利用者は圧倒的に少ない。これは当然ですね、遠いんですからね。そういう意味では、中継センターとみらい交流館についても、公平に調整すべきではないでしょうか。施設整備も全体で負担した。また運営費も全部構成市町で全体で負担するというのは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうかね、不公正だと、逆に不公平が生じると思います。特に令和５年度の実績では、今言ったように、かすみがうら市の負担というか、利用が大変少ないと。そういう意味では、みらい交流館も含めて、利用割にすべきではないでしょうか。これは管理者の考えを伺うというふうに私は質問をしております。今、協議中だという答弁がありましたが、直接、谷島管理者の考えを述べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井茂君）　管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　お答えいたします。

中継センター・みらい交流館でございますけれども、これまで正副管理者会議や協定書での経緯を踏まえまして、適正な運営に努めてまいりたいと思っているところでございます。

特にみらい交流館については地域還元施設ということでございます。これまでの正副管理者会議や協定書の経緯を踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えております。

お互い、互譲の精神をしっかりと発揮しながら、広域化によるスケールメリットを最大限に発揮して、持続性の高い行政サービスの提供に向けまして、最小の経費で最大の効果を上げるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君）　以上で一般質問を終結いたします。

（日程第６　議案質疑）

○議長（櫻井茂君）　日程第６、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は１議員30分以内としますので厳守願います。また、質疑回数は２回までとなりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　９番、日本共産党の小松豊正です。

議案質疑を通告に従いまして行ってまいります。

第１の問題は、議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてであります。

（１）４ページから５ページにかけて記述がありますが、歳出、３款衛生費、本年度予算額の財源内訳。国県支出金１億1,013万7,000円、その他７億3,793万5,000円、一般財源９億3,976万3,000円となっておりますけれども、これをよく分かるように説明をしていただきたいと思います。

（２）は６ページから７ページにございますけれども、売電収入３億2,202万7,000円ですけれども、売電収入というこのごみを燃やしてエネルギーで、そのエネルギーで電力にして、その売り上げたということなんですけれども、これはこの５年間、そういうことは書いてないんですけれども、そういう比較できるものとの関係での売電収入というのは、相当増えているのか、そうでもないのか、こういうことをどう認識すればいいのか質問したいと思います。

（３）８ページから９ページ、鉄類売払収入、非鉄金属類売払収入、ペットボトル売払収入について、前年度と比べての特徴について説明を求めます。

（４）12ページから13ページにございますが、一般管理費、みらい交流館指定管理者指定管理料8,000万円について、これは前にもこのことについては説明がなかったわけではないんですけれども、ちょっとこれ、一般の方にもよく分かるように、どういう仕組みになって、こういうことになるのか、このことについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井茂君）　総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君）　ただいまの質問について答弁申し上げます。

初めに、（１）衛生費の財源内訳について、こちらが国庫支出金１億1,013万7,000円については、衛生費（施設整備費）における霞台クリーンセンターストックヤード建築工事の工事費及び施工監理業務委託料に対する循環型社会形成推進交付金、こちらの交付率が３分の１で3,342万円。

同じく霞台旧施設解体工事の工事費及び施工監理業務委託に対する廃棄物処理施設整備交付金、交付率が３分の１で7,671万7,000円が内訳でございます。

その他の財源７億3,793万5,000円、こちらは衛生費（塵芥処理費）におけますごみ処理手数料３億3,000万円、売電収入３億2,202万7,000円、鉄類売払収入3,005万2,000円、ガラス類売払収入24万7,000円、非鉄金属類売払収入3,592万6,000円、古紙類売払収入24万6,000円、ペットボトル売払収入1,930万5,000円、小型家電品等売払収入13万2,000円でございます。

一般財源９億3,976万3,000円については、市町負担金９億976万3,000円と繰越金3,000万円でございます。

次に、売電収入３億2,202万7,000円、こちらについては令和６年度の発電電力量の実績と見込みを基に、クリーンセンターみらい及び地域還元施設みらい交流館で使用する電力量を除いて、年間の売電電力量を算出しております。

売電電力量を、バイオマス分１万1,324.5メガワットアワー、非バイオマス分9,265.5メガワットアワーと見込み、単価をバイオマス分18.7円、非バイオマス分11.9円と見込んで売電電力量に乗じて算出をしております。

次に、（３）有価物売払収入については、種類ごとの売却見込量に、１キログラム当たりの想定売却単価を乗じて積算をしております。

前年度と比べての特徴ですが、鉄類の売払収入は、売却見込量を前年度と同量で見込み、売却単価は市場価格の変動により減少傾向にあることから減額を見込んでおります。

非鉄金属類及びペットボトル売払収入は、売却見込量を前年度とほぼ同量で見込み、売却単価については増加傾向であることから増額を見込んでおります。

次に、（４）みらい交流館指定管理者指定管理料8,000万円については、指定管理者がみらい交流館の運転管理業務を行うために必要な経費の上限額を計上しております。

内容は、人件費、消耗品費、施設維持管理費、宣伝広告費、リース代、通信・光熱水費等でございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君）　９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　売電収入ということなんですけれども、もう一度確認しますけれども、これは前年の平均なのか、少し今の状況を見て多めに取ったのかということと、それから、そういうペットボトル類などの見込みの根拠などについて、ちょっと説明してください。

○議長（櫻井茂君）　業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君）　２回目の質問につきまして答弁させていただきます。

まず１点目の売電収入につきまして、前年との比較ということですが、先ほど事前説明会のほうでも、12月までの売電、発電量につきまして説明させていただいております。前年度比、令和５年度との比較で1.6％の減という形で、若干、発電量は下がっている状況でございます。それに合わせまして売電金額のほうも下がっていることにございまして、令和７年度の予算編成につきましては、令和４年度から令和６年度までの売電状況を考慮した上で計算をして計上してございます。

また、先ほどペットボトルの売払収入のことということですが、ペットボトルにつきましては、昨年度から徐々に増えておりまして、量のほうを増やして、令和７年度の予算のほうは計上してございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君）　次に、11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　議案第１号の令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてお尋ねします。

歳入について、１、総務費負担金の中の衛生費負担金、いわゆる塵芥処理費及び衛生費負担金（施設整備費）は、どのように決定しているのか教えてください。

２番目、循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金について、積算方法についてお伺いをいたします。

歳出のほうです。１つ、総務管理費の中で、退職手当特別負担金と地域手当、これが新しくなって新設されているようですが、その理由を教えてください。

２番目が、塵芥処理費の中で、一般事務補助員の補助員報酬に変更した理由を教えてください。

同じく施設運転維持管理業務委託料の増加、７％増加しておりますが、詳細の内訳を教えてください。

４つ目に、同じく廃棄物と環境を考える協議会負担金を新設しておりますが、これも理由を教えてください。

５番目、施設整備費で、派遣職員給料等負担金額減の理由、これは派遣職員の数の減少とありますが、この仕事量などについて詳細な説明を求めたいと思います。

議案第２号の補正予算についてです。

○議長（櫻井茂君）　項目別ですので、今のところまでで１回目の質問ということになります。

総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君）　ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

歳入（１）については、新年度予算編成時に歳出と財源となる歳入の積算を行い、総務費、塵芥処理費、施設整備費それぞれで不足する分の歳入を負担金として予算案を策定しております。

負担金の構成市町の負担割合については、平成28年８月22日締結のごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書に基づき、均等割10％、人口割10％、搬入割80％として、令和６年10月１日現在の住民基本台帳人口及び令和５年度決算におけるごみ搬入量を基礎数値に用いて算出をしております。

予算案は、管理者の査定を受けて、議会へ提出する予算案として確定することになります。

また、この予算案については、ごみ処理広域化調整等会議において構成市町環境担当課及び財政担当課へ説明しまして、その後、正副管理者会議において説明をし承認を得て、２月定例会に提出をしております。

次に、（２）については、循環型社会形成推進交付金の積算方法ですが、交付対象事業は、霞台クリーンセンターストックヤード建築工事費及び施工監理業務委託料になりまして、交付金の交付率は、交付対象事業経費の３分の１となっております。

続いて、廃棄物処理施設整備交付金については、交付対象事業が、霞台旧施設解体工事費及び施工監理業務委託料となり、交付金の交付率は、交付対象事業経費の３分の１となっております。

次に、歳出の（１）についてですが、初めに、退職手当特別負担金について、こちらは令和７年度中に満60歳を迎え、定年延長制度の対象となる職員が１名おりまして、その職員が定年延長を希望しない場合に退職金が支給されるため、それに伴い、退職手当組合へ退職手当特別負担金を支払う必要があることから予算を計上しております。

次に、地域手当ですが、令和６年８月の人事院勧告で、地域手当の支給地域が見直された

ことに伴い、当組合が給与等を準用します石岡市が支給対象となることから、予算を計上しております。

次に、（２）については、中継センターにおける会計年度任用職員の勤務体制を、これまでのフルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更する見直しを行う予定です。

会計年度任用職員をフルタイムからパートタイムへ変更することに伴い、予算上のルールに従いまして、節の区分を給料から報酬へ変更するものでございます。

次に、（３）については、こちら増額の理由が３点ございます。

１点目が、業務委託料は、20年間の委託契約であります新広域ごみ処理整備・運営事業運営業務契約書に基づき、年度ごとに見直しを行っております。項目ごとに国などから公表される経済指標を比較し、前回改定時より1.5％以上の増減があった場合に、委託料の改定を行うものとなっております。

２点目が変動費で、こちらはごみの焼却処理に必要な薬剤費を含んだごみ処理単価となっておりまして、先に説明しました改定の対象となっております。変動費は可燃ごみ１トン当たりの処理単価に処理量を乗じた金額となります。

令和７年度の処理量は、20年間の委託契約の処理計画では４万7,610トンとなっておりますが、近年の実績を基に想定した処理量は５万4,000トンとなりまして、計画より6,390トンの増加が見込まれます。このためこの増加量に改定された単価を乗じた分を増額として計上しております。

３点目が、20年間の委託契約では、年度ごとに修繕費等の金額が割り振られておりますが、５年度ごとに定期修繕を多く設定し、修繕費等の金額が多い計画となっております。令和７年度は、クリーンセンター供用開始から５年目に当たるため、前年度より増額で計上をしております。

次に、（４）につきましては、当組合から排出される不燃残渣は、民間事業者による埋設処理が行われて最終処分されております。

廃棄物と環境を考える協議会は、埋立最終処分地であります北茨城市が主催をしている協議会でございます。

令和７年度については、県外での協議会開催を想定しておりまして、求められる宿泊費等の負担金を計上しております。

次に、令和７年度は、当組合におけます循環型社会形成推進地域計画第２期計画整備事業の最終年度を予定しております。

前年度と比べますと、施設整備事業の業務量が減ることなどから、派遣元であります構成市町と協議を行いまして、建設計画課の職員を１名減らすことから、派遣職員給料等負担金を減額して予算計上をしております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　それでは、議案第２号の補正予算で、周辺環境整備工事費の減の理由を教えてください。

○議長（櫻井茂君）　建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君）　ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

周辺環境等整備工事費7,000万円の減の理由でございますが、周辺環境等整備工事費は突発的な工事に対応するため計上しているもので、今年度については幸いにも緊急に対応しなければならない工事が発生しなかったため減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君）　11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　終わります。

○議長（櫻井茂君）　以上で議案質疑を終結いたします。

○議長（櫻井茂君）　暫時休憩いたします。

10分程度といたします。

午後３時３８分休憩

午後３時４５分再開

○議長（櫻井茂君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（討　論）

○議長（櫻井茂君）　次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　９番、日本共産党の小松豊正です。

議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論を行います。

この予算はプラスチック資源循環促進法が令和４年度に施行された下での令和５年度、令和６年度に続く予算となります。この法律の基本方針としてプラスチックごみの分別収集、資源化や事業者の自主回収の促進がうたわれております。ところが、この令和７年度の予算には、令和５年度、そして令和６年度と同様にこの方針が全く反映されておらず、従来のサーマルリサイクルで、プラスチックごみは分別収集、資源化ではなく、燃やせ燃やせとなっています。このことを裏づけているのは、令和７年度の売電収入を令和６年度予算３億2,074万4,000円から３億2,202万7,000円に引き上げていることです。これはプラスチック資源循環促進法が求めている方向に逆行するものです。

今、地球温暖化対策が叫ばれております。日本ではごみを燃やして埋める処理が定着していますが、高温で燃やせば、それだけ二酸化炭素CO_2の排出量が増えます。気温上昇を産業革命時より1.5℃まで抑えるためには、2030年までにCO_2排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO_2排出量増加量をゼロにする必要があります。そのためにはこの10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められております。

この霞台厚生施設組合でも、プラスチック資源循環促進法、これはご案内のようにＡ４の用紙で28ページという第９章から成るものですけれども、これに基づいてプラスチックごみを分別収集、資源化して、可燃ごみの減量化を進め、焼却量、発電量を減らすことが喫緊の課題ですが、予算上、逆行していることを指摘するものです。

最後に、私たちの地域のごみがどのように発生し処理されているのか。やはりこのごみ問題というのは、ここに住んでいる方々にとって切っても切り離せない重大な問題であるわけですので、住民のご理解、ご支持を得ることが非常に大事だと思います。そういう点で、私はやはり適切な、住民の方に対する分かりやすい紙のニュースを出すようにご提案をいたしまして、そしてまた議員各位の賛同をお願いして、議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算に反対する討論といたします。

以上です。

○議長（櫻井茂君）　次に、11番・佐藤文雄君。

○１１番（佐藤文雄君）　議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算に反対の討論をいたします。

ごみ処理広域化に伴う遠方化による負担軽減措置に係る協定書、これは私は今回初めて認識いたしました。令和３年から３年間、かなりの負担をしていることが分かりました。かすみがうら市は１年度１年間ですね、675万8,000円、３年間で2,027万4,000円、これが負担

しているということであります。令和６年度はどうなっているのかということでしたが、これが協議中といいます。令和７年度の予算のほうには反映しているのかどうかも明確にありません。私はこの遠方化に伴う負担はやめるべきだと考えております。

また、中継センターみらい交流館の整備費と運営費の負担についてでありますが、当かすみがうら市からの利用者は圧倒的に少ないと思います。利用状況を考慮すれば利用割を採用するべきだと考えます。

以上、反対の討論です。

○議長（櫻井茂君）　以上で討論を終結いたします。

（採　決）

○議長（櫻井茂君）　これより採決に入ります。

初めに、議案第１号・令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算について採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井茂君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第２号・令和６年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第２号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第７　閉会中の継続調査の申し出について）

○議長（櫻井茂君）　次に、日程第７、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

◇

○議長（櫻井茂君）　以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和７年第１回霞台厚生施設組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

午後３時５３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議　　長　　櫻井　茂

霞台厚生施設組合議会

署名議員　　山本　進

署名議員　　荒川　一秀

資　　料

令和７年第１回霞台厚生施設組合議会定例会議事日程

令和７年２月１８日

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第１号・議案第２号
議案第１号　令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算
議案第２号　令和６年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第２号）

日程第５　一般質問

日程第６　議案質疑・討論・採決

日程第７　閉会中の継続調査の申し出について

令和７年第１回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【 一般質問 】

順	氏　　名	質　　問　　事　　項	答弁を求める者
１	９番 小 松 豊 正	１　プラスチック製品の再資源化について （１）令和４年４月１日プラスチック資源循環促進法が施行されたが、その後、先進事例等の調査研究はどうなっているか。 （２）実際にプラスチック資源循環促進法に基づいて資源化している株式会社太和ホールディングの視察はその後、どのようになっているのか。	担当課長 管理者 担当課長
		２　地域還元施設みらい交流館の、令和６年４月から１２月までの利用状況と利用住民の声に基づく改善について （１）この期間の利用状況はどうか。 （２）アンケート数と内容について。 （３）利用者の意見、要望にいかにこたえたか。	担当課長
２	１１番 佐 藤 文 雄	１　遠方化に係る負担調整軽減措置について （１）その目的は （２）過去に調整された構成市町の負担金額は （３）これまでどのような協議がされ、現在の検討状況は （４）遠方化に係る負担金調整に関する協定書締結について管理者は報告したのか （５）組合議会では、いつどのような説明をしたのか （６）一括業務委託方式とは何か （７）一括業務委託方式を検討した経緯を伺う。 （８）今年度はどのようにするつもりなのか。また、令和７年度以降はどのように考えているのか。	管理者
		２　中継センター及び地域還元施設みらい交流館の負担割合の取り決めについて （１）中継センター・みらい交流館の整備費と運営費の構成市町の負担割合は （２）それぞれの構成市町ごとの利用実績は （３）みらい交流館については、平成２８年８月２２日の協定において、「施設整備後において構成市町別の利用状況を考慮した利用割を採用するとし、原則供用開始から数年を経過した後に協議すること」になっているが、管理者の考えを伺う。	管理者 担当課長

【 議案質疑 】

順	氏　　名	質　　疑　　事　　項	答弁を求める者
1	９番 小 松 豊 正	1　議案第１号　令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算 （1）４ページ～５ページ　歳出　３衛生費　本年度予算額の財源内訳　国県支出金１１０，１３７（千円）、その他７３７，９３５（千円）、一般財源９３９，７６３（千円）について説明を求める。 （2）６～７ページ　売電収入　３２２，０２７（千円）について説明を求める。 （3）８～９ページ　鉄類売払収入、非鉄金属類売払収入、ペットボトル売払収入について前年度と比べての特徴について説明を求める。 （4）１２～１３ページ　一般管理費　みらい交流館指定管理者指定管理料８０，０００（千円）について説明を求める。	担当課長
2	１１番 佐 藤 文 雄	1　議案第１号　令和７年度霞台厚生施設組合一般会計予算について 【歳入】 （1）総務費負担金、衛生費負担金（塵芥処理費）及び衛生費負担金（施設整備費）はどのように決定しているのか。 （2）循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金について、積算方法について、伺う。 【歳出】 （1）総務管理費、退職手当特別負担金と地域手当を新設した理由 （2）塵芥処理費、一般事務補助員報酬に変更した理由 （3）塵芥処理費、施設運転維持管理業務委託料の増額理由 （4）塵芥処理費、廃棄物と環境を考える協議会負担金を新設した理由 （5）施設整備費で、派遣職員給料等負担金減の理由（派遣職員数の減少とあるが、仕事量等についての詳細な説明）	管理者 副管理者 担当課長
		2　議案第２号　令和６年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第２号）について （1）周辺環境等整備工事費減の理由	管理者 副管理者 担当課長